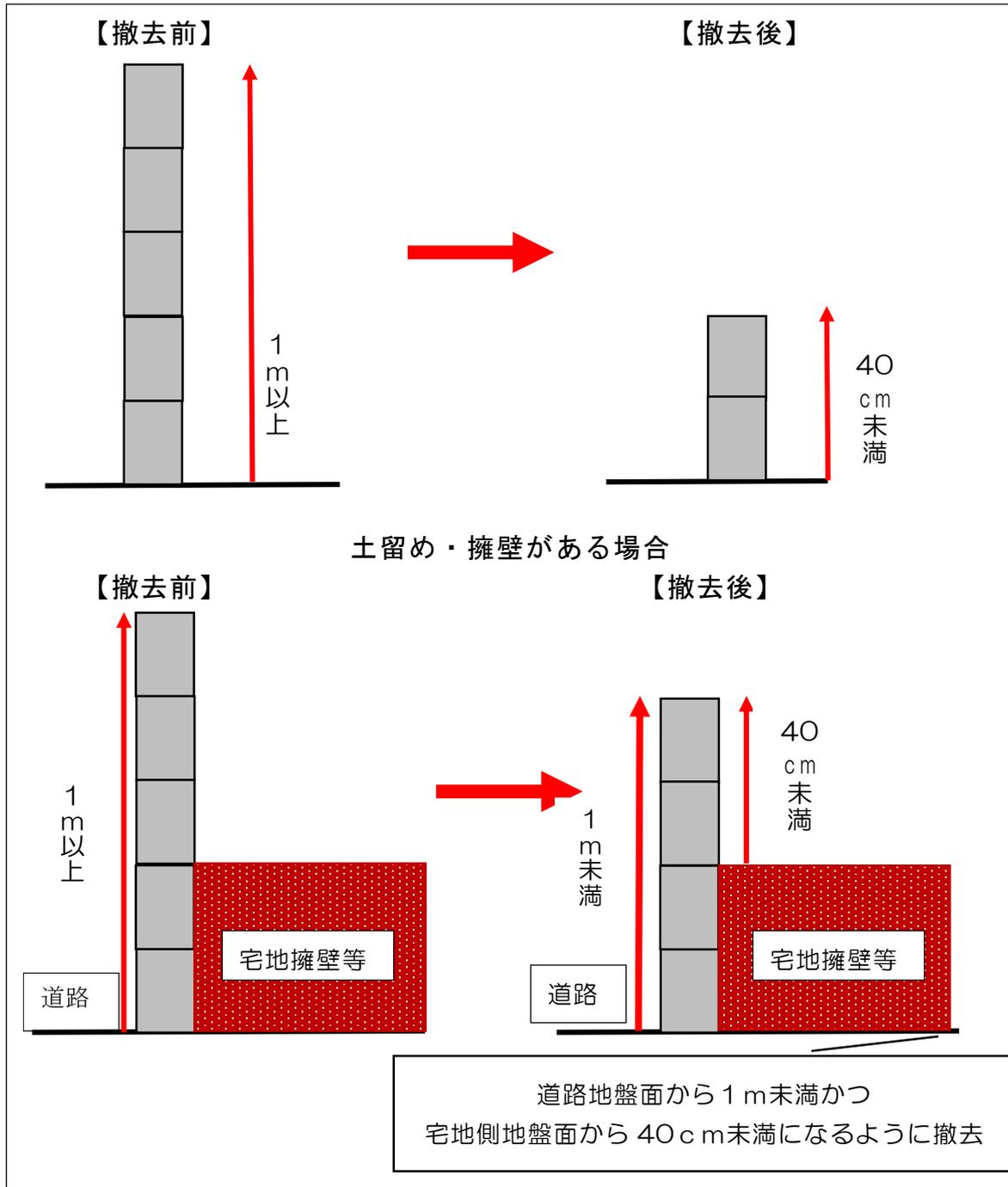


ブロック塀等撤去事業補助金 補助の要件

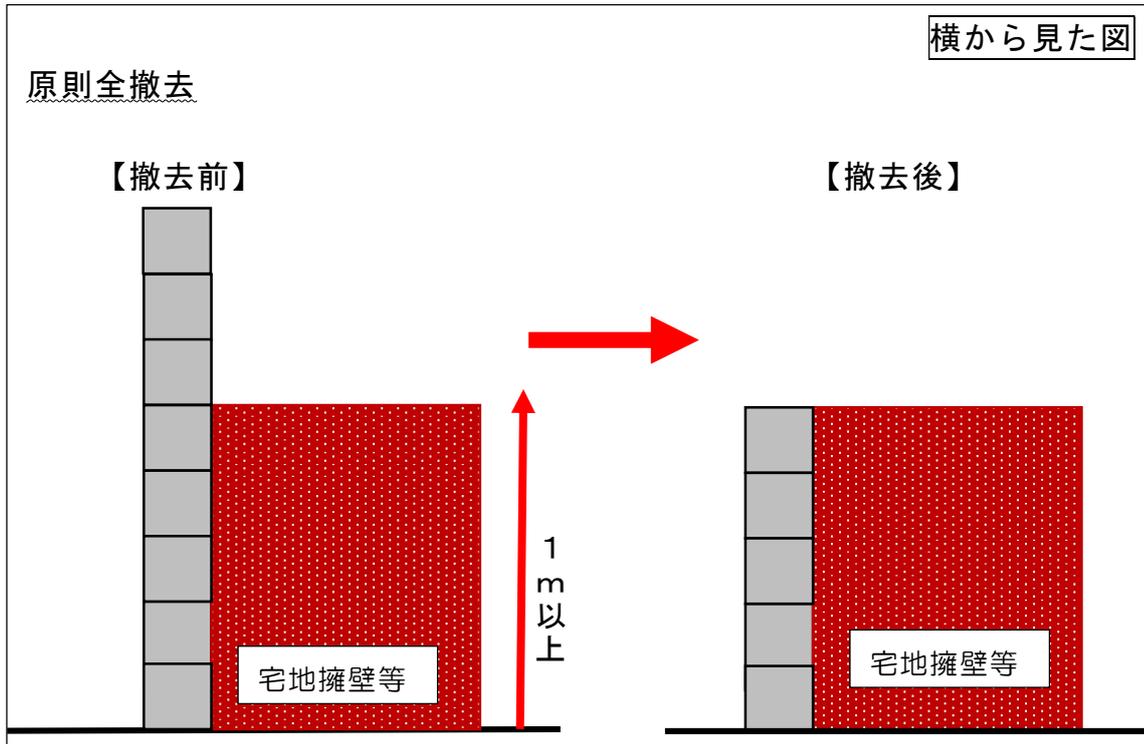
【以下の①～⑤を満たすこと】

- ①ブロック塀、コンクリート塀、石塀、レンガ塀、土塀であるか
- ②道路または公共施設に面した塀を撤去する工事であるか
- ③撤去前の塀の高さが、道路または公共施設側の地盤面からの高さが1 m以上あるか
- ④撤去後、宅地側の地盤面からの高さが40 cm未満になる工事であるか
- ⑤塀等を撤去した後に再び塀を設置する工事でないこと



【④の例外】

★土留め、擁壁等があり、塀を全撤去しても道路地盤面からの高さが1 m以上ある場合



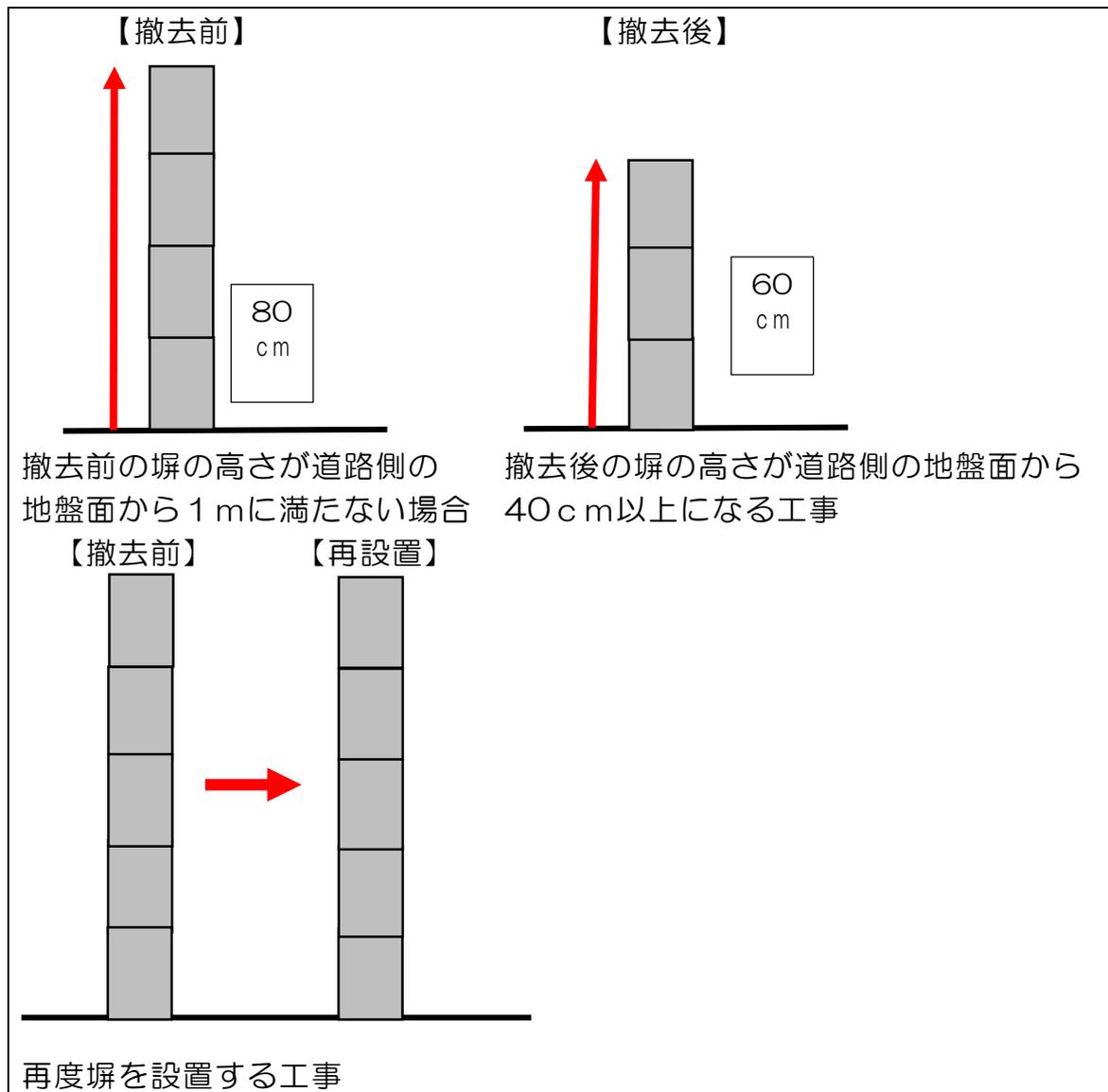
【補助額】

撤去する塀の延長×5,000 円あるいは塀撤去に要する費用の2分の1 どちらか安い方  
上限 150,000 円

【例】

撤去する塀 10m                      撤去費用 300,000 円の場合  
5,000 円×10m=50,000 円    300,000 円÷2=150,000 円  
50,000 円>150,000 円  
補助額 50,000 円

対象外の例



【その他】

- ・ 過去に同一の住宅地等の同一の箇所において補助金の交付を受けた場合
- ・ 移転補償等によりブロック塀の撤去を行う場合